

八代市新型コロナウイルス等対策行動計画<概要>

第1章 行動計画の概要

1 計画の目的・経緯 (本編 P.1)

- ・新型コロナウイルス等への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示す計画
- ・平成21年に策定し、平成26年に従来の計画に見直し
- ・新型コロナウイルス感染症対応により明らかになった課題や関係法令等の改正等を踏まえ、政府行動計画及び県行動計画等に基づき全面改定

2 計画の位置付け・期間 (本編 P.3)

- ・新型コロナウイルス等対策特別措置法第8条に規定される市町村行動計画として策定
- ・今般の改定後は概ね6年ごとに改定予定(新型コロナウイルス等が発生した場合は、その対応経験をもとに適宜見直し)

第2章 基本的な方針

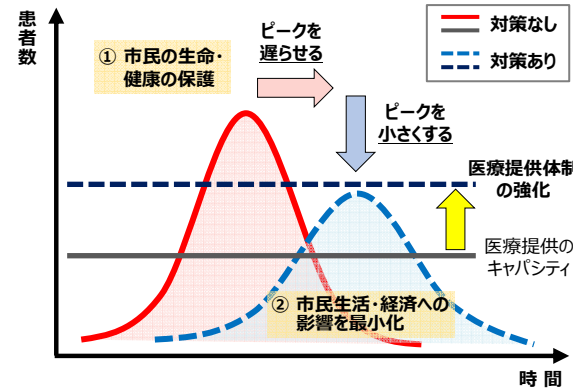
1 対策の目的 (本編 P.5)

①市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大防止措置により、流行のピークを遅らせ小さくすることで、ワクチンの接種体制整備等のための期間を確保し、医療提供体制への負担を軽減
- ・県と連携し、平時から医療提供体制の整備を推進することにより、治療を要する患者に適切に医療を提供し、重症者や死亡者を最小化

②市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化を図る

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟な対策の切替えにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減
- ・医療機関や事業者等におけるBCPの策定・実行等を通じて、医療提供業務を維持



2 対策の基本的な考え方 (本編 P.6)

- ・特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、様々な状況へ対応できる対策の選択肢を示す
- ・発生した感染症の特徴や流行状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、市民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択・実行

3 時期区分の想定 (本編 P.7~10)

- ・対策切替えのタイミングを明確にするため、3つの時期区分を想定
- ・感染症の特徴や流行状況を踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え
- ・感染症危機へ対応するため、平時の備えを整理・充実させ、迅速な初動体制を確立する

準備期(平時) 新型コロナウイルス等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間

初動期 新型コロナウイルス等の可能性がある感染症が発生して以降、国が発生を公表し、特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部が設置されるなど、初動対応にあたる期間

対応期 国の基本的対処方針等に基づく対策等を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する期間
※緊急事態宣言がされたときは、市対策本部を設置して対応

4 対策上の留意事項 (本編 P.10~13)

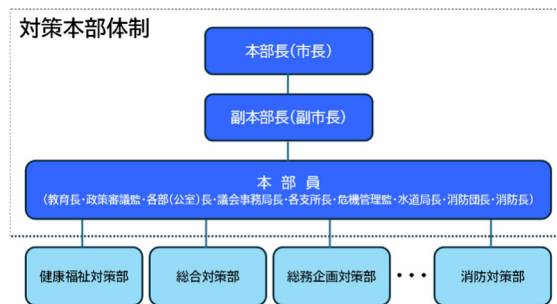
- ・対策を実施する際は、基本的人権を尊重し、特措法による行動制限等は必要最小限とする
- ・感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所の確保等を進める

5 複数の対策項目に共通する横断的な視点 (本編 P.17~18)

- ①人材育成
 - ・実践的な研修等により、感染症危機管理に携わる人材を育成
- ②国、県及び近隣市町村との連携
 - ・適切な役割分担のもと、平時から国、県及び近隣市町村との連携体制やネットワークを構築
- ③DX推進
 - ・有事の活用も念頭に、平時から実施する業務のICT活用による効率化や負担軽減を推進

6 市行動計画の実効性を確保するための取組 (本編 P.22~23)

- ・県と平時から役割分担や連携体制について協議・整理
- ・新型コロナウイルス等の発生動向やその対応、関係する法令や国及び県の行動計画等の改定状況を踏まえ、定期的に改定
- ・対策を迅速かつ的確に講じるため、実施体制(対策の検討・立案・実施、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた調整・意思決定や指揮命令系統)を明確化



※新型コロナウイルス等のまん延の規模等により、必要な対策部を設置
※各対策部に対策部長、班長及び班員を置き、各対策部長は本部員をもって充て、班長及び班員は対策部長が指名する職員をもって充てる。

第3章 各対策項目の取組

- ・新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、対策項目を従来の4項目から7項目に拡充
- ・平時から役割分担や連携体制を構築し、準備期(平時)の取組を具体化

それぞれの対策項目は相互に関連しており、「市民の生命及び健康を保護」及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小化」の実現に向けて、一連の対策として実施

対策項目	取組の内容	準備期(平時)	初動期	対応期
実施体制 (本編P.25~27)	市行動計画及びBCPを策定し、実践訓練を行うなど体制整備・強化を図る	準	初	対
情報の提供・共有、リスクコミュニケーション (本編P.28~30)	基本的な感染症対策の周知啓発、感染症発生状況等の情報提供を行う	準	初	対
まん延防止 (本編P.31)	基本的な感染症対策を呼びかけ、有事の対応への理解促進に努める	準	初	
ワクチン (本編P.32~36)	円滑な接種を実施するため、接種体制の構築に必要な調整を行う	準	初	対
保健 (本編P.37)	県保健所等の関係機関と連携し、患者及び濃厚接触者の健康観察や生活支援に協力する			対
物資 (本編P.38)	マスクや手袋等をはじめとする感染症対策物資等の備蓄を行うとともに、定期的に備蓄状況を確認する	準		
市民生活及び地域経済の安定の確保 (本編P.39~42)	生活必需品等の備蓄を行い、各支援等に係る整備及び準備を行う	準	初	対